

JPMグローバルマイスター

追加型投信／内外／株式

2014.6.20

この目論見書により行うJPMグローバルマイスター(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成26年6月4日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成26年6月20日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 平成2年10月18日
 資本金 2,218百万円(平成26年4月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 22,651億円(平成26年4月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録させていただきますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンドオブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資先ファンドの有価証券を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

投資先ファンドとは

「JPモルガン・ファンズ・グローバル・アンCONSTREIND・エクイティ・ファンド」および「JPMジャパン・マネー・プール・ファンドF(適格機関投資家専用)」です。アンCONSTREIND(unconstrained)は、「制約のない」という意味です。投資先ファンドの詳細については、後記「ファンドの特色 4 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。なお、以下それぞれを「グローバル株式ファンド」および「マネー・プール・ファンド」といいます。

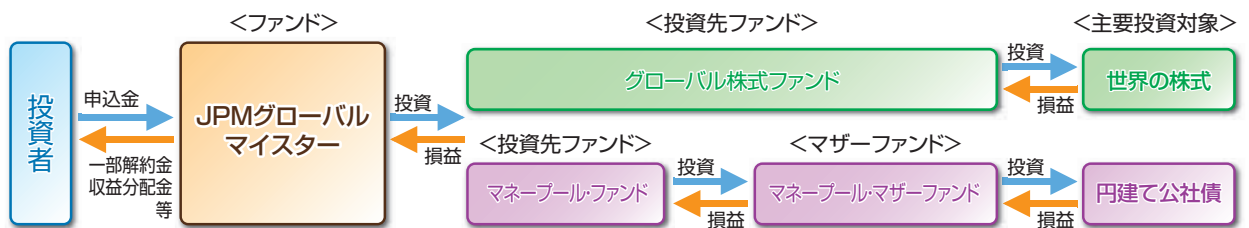
ファンドの特色

1 主として、世界の株式の中から、業種や時価総額にこだわらず、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に選定して投資します。

世界の株式に投資する「グローバル株式ファンド」の組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資する「マネー・プール・ファンド」にも投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

このファンドの「ファンド・オブ・ファンズ方式」では、ファンドの資金を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドが実際に有価証券に投資すること、または投資先ファンドの資金をさらにマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行います。



(注) <投資先ファンド>および<マザーファンド>の正式名称を含む詳細については、後記「4 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

2 為替ヘッジは行いません。

投資先ファンドを通じて外貨建ての株式等に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

3 「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用します。

4 投資先ファンドの特徴

■グローバル株式ファンド

名 称	JPモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds - Global Unconstrained Equity Fund) JPMグローバル・アンコンストレインド・エクイティ(クラス) (JPM Global Unconstrained Equity I) (円建て)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目 的	世界の株式に積極的に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	世界の株式を中心に投資し、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
ベンチマーク	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み) MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。
運用プロセス	<p>① ボトムアップ・アプローチによる投資対象銘柄の候補の選出 世界の株式の中から、数値データに基づいて企業や株価の成長性等を測る分析(定量分析)および現地に密着した企業取材等による業界動向や企業の戦略等の数値化できない事象の分析(定性分析)に基づく銘柄評価を行い、その結果をもとに投資対象銘柄の候補が選出されます。 ボトムアップ・アプローチとは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法をいいます。 企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業等の情報を得ることをいいます。</p> <p>② 投資対象銘柄の決定 ①で選出された投資対象銘柄の候補について、運用チーム内で意見交換し、当該候補の中から、成長力があり、かつ株価が割安と判断される銘柄をさらに絞り込みます。また、①で候補として選出されなかった銘柄や①でそもそも分析対象とならなかった銘柄についても、運用チーム内での意見交換を通じて、あらためて投資魅力度が高いと判断されることがあり、それらの銘柄を加え投資対象銘柄とします。</p> <p>③ 組入銘柄・比率の決定 ②で決定された投資対象銘柄から、相場動向、流動性等の市場環境、投資先ファンド全体のリスク特性等を総合的に判断したうえで、最終的に組み入れる銘柄と組入比率を決定し、投資先ファンドを構築します。</p>
運用会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人) JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人) (両社が共同で運用します。)

(注) ファンドで投資するグローバル株式ファンドは円建てのため、ファンドにおいて運用成果を測る際に参考とする指数は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み、円ベース)とします。当該指数は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

■マネープール・ファンド

名 称	JPMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	国内籍証券投資信託
目 的	円建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
主要投資対象	JPMマネープール・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
主な運用方針	マザーファンドを通じ、日本の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮します。
ベンチマーク	ありません。
運用プロセス	(以下はマザーファンドにおける運用プロセスです。) ① 経済成長、インフレ、金利、財政、政治等マクロ面からの調査を踏まえ、市場の見通しを分析し、投資戦略を決定します。 ② 個別銘柄(債券)の発行体の信用力、評価等を分析し、個別銘柄について割安であるか、割高であるかを判断します。その過程において、どの種類の発行体にどのような配分で投資するかを併せて決定します。 ③ ②を踏まえ、組入銘柄を選定のうえマザーファンドを構築します。その際、マザーファンド全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。
運用会社(委託会社)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

※ベンチマークとは、投資先ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

■投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。なお、投資先ファンドを通じて株式へ投資します。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託の受益権等の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■収益の分配方針

- 年1回の決算時(6月26日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*¹控除後の配当等収益*²および有価証券の売買益*³)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

*3 評価益を含みます。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、投資先ファンドを通じて主に国内外の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。ファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べ、株価がより大幅に変動することがあります。

為替変動リスク

ファンドは、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

カントリーリスク

新興国に投資した場合は以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、有価証券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・ 有価証券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・ 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・ 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

新興国とは、国内経済が成長過程にあると判断される国をいいます。

流動性リスク

市場取引量の急激な増大、市場規模の縮小、市場の混乱の影響を受け、有価証券の注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。ファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べ、市場での売買高が少ないことがあり、そのような状況に陥る可能性が高くなる場合があります。

デリバティブ取引のリスク

ファンドは、デリバティブ取引を用いる場合があります。デリバティブ取引は、その他の投資手段と比較して、株価等の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社および投資先ファンドの運用会社では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

また、投資先ファンドにつき、委託会社および投資先ファンドの運用会社の運用部門から独立した部門は、上記の事項に加え取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェックを行います。

3

運用実績

運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社で開示される予定です。

基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2014年6月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

分配の推移

ファンドの運用は、2014年6月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドの運用は、2014年6月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

年間収益率の推移

ファンドの運用は、2014年6月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	継続申込期間中、委託会社が指定する日には、購入・換金の申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	当初申込期間:平成26年6月20日から平成26年6月27日までとします。 継続申込期間:平成26年6月30日から平成27年9月24日までとします。 継続申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	平成26年6月30日から平成36年6月26日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・設定日から1年経過以降、ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月26日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は 3.78%(税抜3.50%) を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率1.1124%(税抜1.03%)がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	年率0.216% (税抜0.20%)	年率0.864% (税抜0.80%)	年率0.0324% (税抜0.03%)
投資先ファンドの運用管理費用	投資先ファンドの純資産総額に対して以下の費用がかかります。 グローバル株式ファンド：年率0.60% (注)消費税等はかかりません。 マネープール・ファンド：年率0.1026%(税抜0.095%)		
実質的な負担 (概算)	純資産総額に対して 年率1.71%程度(税抜1.63%程度) がかかります。 グローバル株式ファンドに純資産総額の99.9%を投資した場合のもので、投資先ファンドの組入比率により、実際の負担と異なる場合があります。		
その他の費用・手数料	<ol style="list-style-type: none"> 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 <ul style="list-style-type: none"> 有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) 外貨建資産の保管費用 信託財産に関する租税 信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 原則として、ファンドの目論見書の印刷に要する実費相当額を、信託財産に日々計上します。 (注1)上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、上記2の実費相当額は、実際にかかる費用が目論見書ごとに異なることから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。 (注2)グローバル株式ファンドにおいては、事務管理費用が同ファンド内で実費でかかります。ただし、同ファンドの純資産総額に対して年率0.16%を上限とします。 純資産総額に対し、年率0.0216%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間324万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2および3の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。 		

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1)上記は、平成26年4月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)少額投資非課税制度(愛称「NISA(ニーサ)」)をご利用の場合は、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注3)法人の場合は上記とは異なります。

(注4)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan
Asset Management